

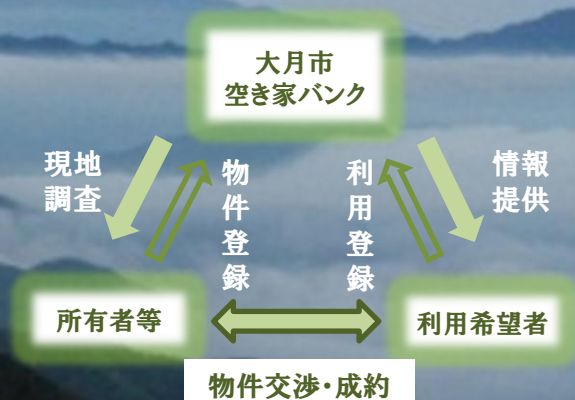
# 大月市空き家バンク 登録促進報奨金制度のご案内

大月市空き家バンクに物件登録し、売買の成約に至った場合、  
物件の登録者に対し、3万円の報奨金を交付します。

大月市に空き家をお持ちの皆さん  
大月市空き家バンクに登録して、空き家  
を有効活用しませんか??

## 大月市空き家バンク

自分の所有している空き家を「貸したい人」「売りたい人」の物件情報を、「大月市での生活を希望する人」「住宅を探している人」へホームページなどで紹介し、情報提供を行っています。



注) 市は、売買又は賃貸の仲介は行っていません。

仲介行為や賃貸借又は売買契約の締結については、市と業務協定を結んでいる公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会へ依頼しています。

詳しくは・



<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

■■お問い合わせ■■

大月市役所 総務部 企画財政課

〒401-8601 山梨県大月市大月2-6-20

TEL:0554-23-5011 FAX:0554-23-1216

# 大月市空き家バンクに物件登録し、売買の成約に至った登録者に3万円の報奨金を交付します。

## 事業期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日まで 5年間

## 交付対象者

大月市空き家バンクに基づいて、売買の成約に至った該当物件の登録者。  
※当該物件が売買の成約に至ってから、3ヶ月以内に申請書の提出が必要です。

## 報償金額

※助成金は予算の範囲内で助成します。予算がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。

**3万円（1物件につき1回限り）**

## ～報奨金の申請から交付までの流れ～

①大月市空き家バンクに登録し、売買の成約となる。

②報奨金の交付申請（申請者→市）

「大月市空き家バンク登録促進報奨金交付申請書（様式第1号）」と以下の書類を大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

- ①売買契約を証明する書類の写し
- ②市税等に滞納がないことの証明書（納税証明書）

③交付決定（市→申請者）

審査の結果、申請の内容が適当と認められた場合、「大月市空き家バンク登録促進報奨金交付決定通知書」を申請者に送付します。

④助成金の請求（交付決定者→市）

交付決定通知書を受領しましたら、「大月市空き家バンク登録促進報奨金交付請求書（様式第4号）」を、大月市企画財政課へ提出してください。（郵送可）

⑤助成金の交付（市→交付決定者）

請求書の内容を確認した上で、指定された口座に助成金を振り込みます。

※この助成金は、所得税法における一時所得に該当します。税金の申告については税務署へご相談ください。